

新潟市報道資料

令和4年2月10日

報道各位

新潟市危機管理防災局
危機対策課長

新型コロナウイルス感染症に関連した施設の休止・休館等の延長について

まん延防止等重点措置の延長に伴い、市立施設の休止・休館等の対応を継続
します。

詳細は別紙のとおりとなります。

※本件に関するお問い合わせについては、午後7時までをお願いします。

■本件についてのお問い合わせ先
危機管理防災局 危機対策課
電話 025-226-1142(内線 31142)

市立施設の休館等について

○休館の期間：1月21日（金）～3月6日（日）

○予約済イベントについては、主催者に対して延期等をはたらきかけを行う。
（延期等の対応ができないものについては、感染防止対策を徹底した上で最小限の規模で開催）

子ども・子育て関連施設	対応	備考
子育て支援センター、こども創造センター、児童館・児童センター等 63施設	休館	・電話相談業務等を継続
社会教育施設	対応	備考
公民館、ゆいぽーと等 49施設	休館	・一部、併設図書館は除く
高齢者関連施設	対応	備考
総合福祉会館（福祉総合相談センターは除く）、老人憩の家、老人福祉センター等 50施設	休館	・福祉相談センター、図書コーナーは除く
スポーツ施設	対応	備考
陸上競技場、新潟市体育館、アイスアリーナ、プール等 83施設	休館	
文化施設	対応	備考
亀田市民会館、新津地区市民会館 西新潟市民会館等 6施設	休館	
その他	休館等の対応	備考
コミュニティセンター、コミュニティハウス等 80施設	休館	

政府によるまん延防止等重点措置延長の正式決定後、
個々の施設一覧については市ホームページ掲載

■本件についてのお問い合わせ先
危機管理防災局 危機対策課
電話 025-226-1142(内線 31142)